

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	井内洋典
登録番号又は法人番号	08371985
所属する単位会	徳島県行政書士会
事務所名称	行政書士井内洋典法務事務所
事務所所在地	小松島市小松島町字新港 29-3
処分年月日	令和元年 11 月 29 日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>当該会員が受任した不倫慰謝料請求に係る内容証明作成事件における以下の行為等が、行政書士法その他関係する本会会則に照らして不適切であると判断した。</p> <p>一 当該会員が作成した「通告書」（以下「本件通告書」という。）にある、夫の浮気相手との電話を録音したデータがあるとの記載は、事実に反する当該会員の虚偽記載であったこと。</p> <p>二 本件通告書に、夫の浮気相手が慰謝料の支払いや応答をしない場合には、その家族に連絡することを示唆する不当な記載を、当該会員の判断で行ったこと。</p> <p>三 本件通告書に対して虚偽の回答をすれば、刑法上の偽証罪に問われる可能性があるとの誤った知見を、当該会員の判断で記載したこと。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第 10 条</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第 13 条</p> <p>行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>徳島県行政書士会会則第 43 条</p> <p>会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>徳島県行政書士会会則第 48 条</p> <p>本会は、会員の業務の適正又は品位の保持を図るため、必要があると認めるときは、理事会の決議に基づき、当該事項を綱紀委員会に諮問することができる。</p> <p>2 本会は、綱紀委員会の報告に基づき、当該会員を処分することができる。</p>